

三股町の給与・定員管理等の状況

地方公務員の給与などについては、地方公務員法の趣旨に沿った運用を実現するため、議会での給与条例、予算審議を通じて公にされ決定されています。本町でも、財政面から見た職員給与の状況を明らかにするため、議会に対して予算説明の一つとして給与明細書を提出し、公にしてきました。これを町民の皆さんに広く理解していただくために、町職員の給与の状況について、次のように公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年 1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 26,054	千円 9,713,270	千円 298,884	千円 1,290,212	% 13.3	% 13.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

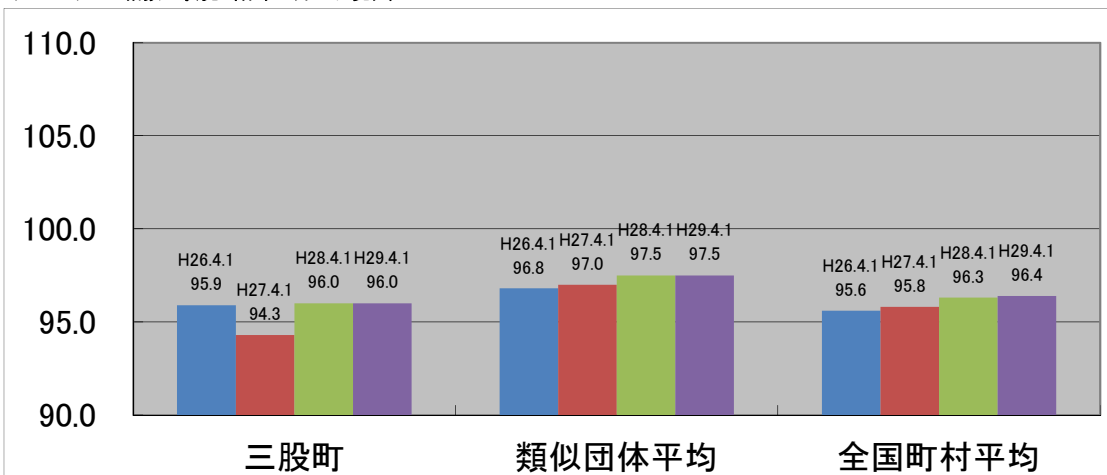
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	150人	千円 569,722	千円 89,473	千円 221,559	千円 880,754	千円 5,872	千円 5,805

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

(注) 2 職員数は平成28年4月1日現在の人数です。

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注1) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(注2) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(注3) 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※該当なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

①特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し【実施】

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、据え置き。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、当分の間、経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し【該当なし】

③その他の見直し内容【実施】

(内容)管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三股町	43.8 歳	320,300 円	386,544 円	338,449 円
宮崎県	43.6 歳	323,011 円	390,424 円	349,524 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	41.4 歳	306,690 円	368,419 円	341,025 円

②技能労務職

区分	公務員				民間		参考 A/B	
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
三股町	49.2歳	356,100円	381,933円	372,350円	—	—	—	
うち清掃職員	47.8歳	348,400円	374,220円	365,600円	廃棄物処理業	45.7歳	293,000円	1.28
うち自動車運転手	—	—	—	—	—	—	—	
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	
国	50.6歳	286,833円	— 円	328,360円	—	—	—	
類似団体	50.6歳	298,706円	326,111円	317,152円	—	—	—	

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	三股町	—	—
うち清掃職員	6,158,240円	4,023,000円	1.53
うち自動車運転手	—	—	—

(注) 技能労務職において該当職員が1人の場合は、個人情報保護の観点から空欄としています。

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度において支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職 ※該当なし

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三股町	歳		
宮崎県	歳		
国	歳		
類似団体	歳		

(注) 教育職において該当職員が1人の場合は、個人情報保護の観点から空欄としています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		三 股 町	宮 崎 県	国
一般行政職	大学 卒	178,200 円	179,200 円	178,200 円
	高校 卒	146,100 円	147,100 円	146,100 円
技能労務職	高校 卒	146,100 円	140,300 円	—
	中学 卒	—	118,300 円	—
教育職 ※対象職員なし	大学 卒			—
	高校 卒			—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

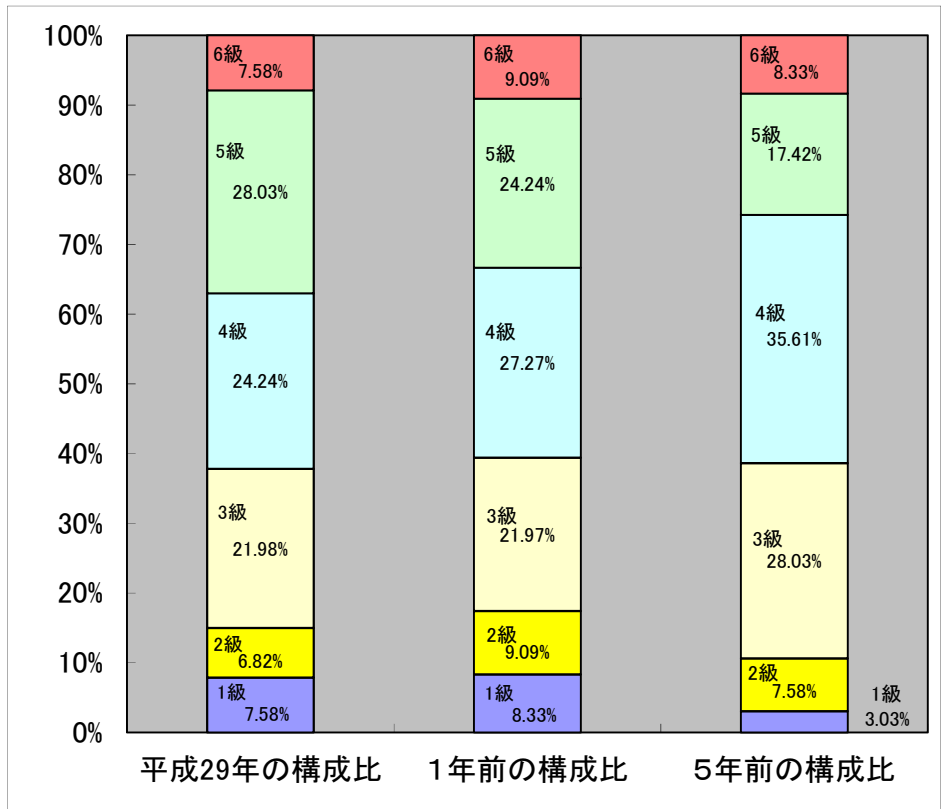
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,800 円	350,500 円	388,900 円	404,000 円
	高校卒	243,400 円	286,000 円	363,600 円	389,300 円
技能労務職	高校卒	- 円	353,400 円	356,300 円	394,200 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職 ※対象職員なし	大学卒				
	高校卒				

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長 局長 室長 対策監	10 人	7.58%	317,700 円	409,400 円
5級	課長補佐 事務局長補佐 室長補佐 主幹	37 人	28.03%	287,100 円	392,200 円
4級	係長 副主幹	32 人	24.24%	261,100 円	383,400 円
3級	主査	34 人	25.75%	227,900 円	349,200 円
2級	主任主事 主任技師	9 人	6.82%	191,700 円	303,400 円
1級	主事 技師	10 人	7.58%	141,600 円	246,600 円

(注) 1 三股町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	三股町		国	
	管理職員	管理職員	管理職員	管理職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三股町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額 (平成28年度 決算) 1,546千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度 決算) 1,619千円	-
(平成28年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	三股町		国	
	管理職員	管理職員	管理職員	管理職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

三 股 町			国		
(支給率)	自己都合	応募・定年	(支給率)	自己都合	応募・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	19,300千円		1人当たり平均支給額	- 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 ※支給実績なし

支給実績(平成 年度 決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成 年度 決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレース指数(ラスパイレース指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成28年度 決算)		330,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度 決算)		66,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		2.96%		
手当の種類(手当数)		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
し尿処理手当	し尿処理施設従事者	し尿処理施設の維持管理業務	330千円	月額5,500円
感染症等防疫作業手当	防疫作業従事者	感染症或いは疑いのある防疫作業業務	0千円	日額1,000円
行旅死亡人等処理事業手当	作業従事者	行旅死亡人等の処理事業	0千円	1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度 決算)	44,802千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度 決算)	299千円
支給実績(平成27年度 決算)	42,910千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度 決算)	269千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度 決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外6,500円等 他	同		19,323千円	247,731円
住居手当	貸家の場合、家賃が12,000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27,000円まで	同		8,128千円	219,676円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		4,844千円	47,029円
管理職手当	給料月額×支給率(6%・10%) (管理職区分に応じて)	異	国は給料月額の100分の25の範囲内で、職務の級別等により定額支給	5,512千円	424,000円
休日勤務手当	祝日法による休日、年末年始の休日などにおいて、勤務することを命ぜられた職員に支給 (勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、135/100を乗じて得た額を支給)	同		1,573千円	22,471円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日、年末年始の休日において勤務した場合に支給 (勤務1回につき、勤務時間に応じて4,000円～6,000円を支給)	同		80千円	8,000円

5 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	給料月額等	
	給料	月額等
給料	町長 ()	724,000円 ()
	副町長 ()	583,000円 ()
報酬	議長 ()	296,000円 ()
	副議長 ()	237,000円 ()
	議員 ()	215,000円 ()
期末手当	町長	(平成28年度 支給割合) 3.10月分
	副町長	(平成28年度 支給割合) 3.10月分
	議長	(平成28年度 支給割合) 3.10月分
	副議長 議員	(平成28年度 支給割合) 3.10月分
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 724,000円 × 48月 × 0.417 1,449万円 任期毎
	副町長	583,000円 × 48月 × 0.248 694万円 任期毎
	備考	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

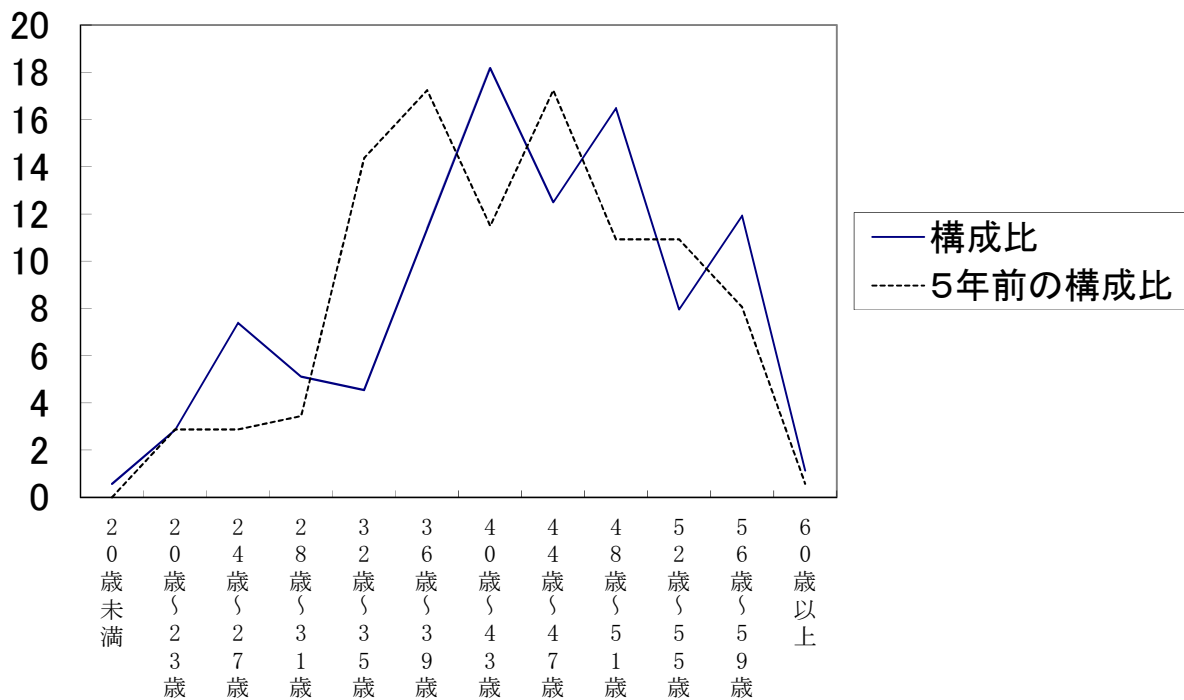
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数 (人)			主 な 増 減 理 由
			28年	29年	増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	49	48	▲ 1	情報政策係(1名減)・行政係(2名減)、企画開発担当(1名増)・広報公聴担当(1名増)
		税 務	15	14	▲ 1	再任用(短時間)職員の雇用に伴う減(1名)
		民 生	18	17	▲ 1	社会福祉係(1名減)
		衛 生	16	17	1	健康推進係(1名増)
		農 林	16	16	0	
		商 工	3	2	▲ 1	商工観光担当(1名減)
		土 木	13	13	0	
		小 計	132	129	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.51 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.85 人)
	教育部門	20	21	1		
	消防部門			0		
	小 計	152	150	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.57 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.22 人)	
	公営企業等会計部門	病 院			0	
水 道		6	7	1	上水道係(1名増)	
下 水 道		4	4	0		
国 保		7	7	0		
介 護		8	8	0		
小 計		25	26	1		
合 計			177 【205】	176 【205】	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.55 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 【 】内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上(教育長)	計
職員数	1人	5人	13人	9人	8人	20人	32人	22人	29人	14人	21人	2人	176人
構成比	0.57%	2.84%	7.39%	5.11%	4.55%	11.36%	18.18%	12.50%	16.48%	7.95%	11.93%	1.14%	100.00%

(3) 職員数の推移

部門別	年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		125	126	126	129	132	129	4(0.0%)
教育		22	20	21	20	20	21	▲1(▲12.5%)
警察								(%)
消防								(%)
普通会計計		147	146	147	149	152	150	3(▲1.3%)
公営企業等会計計		27	26	26	26	25	26	▲1(▲16.1%)
総合計		174	172	173	175	177	176	2(▲3.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に占める職員給与費比率
28年度	千円 345,497	千円 62,169	千円 41,558	% 12.0	% 11.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均1人当たり総給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	7人	26,959千円	3,849千円	10,750千円	41,558千円	5,937千円	6,166千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

②職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月額
水道事業職員	44.0 歳	338,307 円	463,674 円
他団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円
事業者	歳	円	円

- (注) 基本給は、給料・扶養手当の合算額です。
(注) 平均月額には、期末・勤勉手当を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三股町上水道事業	三股町(一般行政職)	三股町
1人当たり平均支給額(平成28年度 決算) 1,575 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度 決算) 1,546千円	1人当たり平均支給額(平成28年度 決算) 1,546千円
(平成28年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(平成28年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(平成28年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.8)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

三股町上水道事業			三股町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募・定年	(支給率)	自己都合	応募・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 千円			1人当たり平均支給額 19,300千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 ※支給実績なし

支給実績(平成 年度 決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成 年度決算)			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当

支給実績(平成28年度 決算)		36,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度 決算)		36,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		14.28%		
手当の種類(手当数)		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
監視手当	監視従事職員	中央地区水源施設の監視業務	36千円	月額3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度 決算)	1,491千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度 決算)	213千円
支給実績(平成27年度 決算)	1,409千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度 決算)	193千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度 決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外6,500円等 他	同		1,038 千円	259,500円
住居手当	貸家の場合、家賃が12,000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27,000円まで	同		528 千円	264,000円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		159 千円	53,000円
管理職手当	給料月額×支給率(6%・10%) (管理職区分に応じて)	異	国は給料月額 の100分の25の範 囲内で、職務の 級別等により定額 支給	485 千円	485,000円
休日勤務手当	祝日法による休日、年末年始の休日 などにおいて、勤務することを命ぜられた 職員に支給 (勤務1時間につき、勤務1時間当りの 給与額に、135/100を乗じて得た額を 支給)	同		107 千円	17,833円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨 時又は緊急の必要により週休日又は祝 日法による休日、年末年始の休日にお いて勤務した場合に支給 (勤務1回につき、勤務時間に応じて 4,000円～6,000円を支給)	同		8 千円	8,000円

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の概要

行政をとりまく環境の変化に的確に対応し、行政機能をより一層向上させ、住民が満足する質の高いサービスを提供できる職員を育成する取り組みが必要であり、人材育成という視点から職員一人ひとりの政策形成能力・法務能力・公務責任能力等の向上を図るための研修を行なっています。

(2) 職員の研修の実施状況 (平成28年度 実績)

- ① 一般研修 一般職員研修、新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長補佐研修、受講者は45名です。
- ② 能力開発研修 法制執務セミナー、説明力・交渉力向上セミナー、クレーム対応セミナー等 受講者は10名です。
- ③ 専門研修 公営企業会計セミナー、税務関係初任者研修、税務関係職員徴収事務研修等 受講者は20名です。
- ④ 派遣研修 市町村アカデミー、国際文化アカデミー等 受講者は9名です。
- ⑤ その他研修 ハラスメント研修、人事評価(評価者)研修等 受講者は262です。
- ⑥ その他 各課、各係において、それぞれ専門研修を行っています。

(3) 職員の勤務成績の評定の状況

本町では、年一回その年度の職員の勤務状況を評価し、その評価の結果を基にし、能力・経歴等を参考に人事異動や昇格・昇給等を行い、適材適所の徹底を図っています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- ・職員の健康保険・年金などの共済制度については、地方公務員法・地方公務員等共済組合法により、宮崎県市町村職員共済組合で実施されています。
- ・共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡などに対して給付を行う短期給付事業、退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う長期給付事業、健康診査などの健康保持増進事業、保養施設の運営・住宅資金の貸し付け等を行う福祉事業を行っています。
- ・町では、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを促進するため職員安全衛生委員会等を開催し、職員の健康管理として職員が心身ともに健康な状態で安心して業務に従事できるよう、健康診断・保健指導などを実施しています。
- ・その他の福利厚生制度では、職員の福利厚生・親睦等を図ることを目的に、互助組織を設けており、健康保持のための支援を実施しています。

(参考) 職員互助会の状況 (平成28年度 実績)

(単位: 千円)

団体名	会員数(人)	総事業費	町補助額	補助対象事業(主な内容)
三股町職員厚生会	193	2,220	970	・人間ドッグ等 (970)

(2) 職員の利益の保護の状況

職員には、地方公務員法の定めるところにより、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関して、公平委員会に対して適切な措置が執られるよう要求することができます。また、懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合にも、公平委員会へ不服申立てをすることができます。